

ヘーグ協定ジュネーブアクト、特許法条約のための法案が上院に上程される

2012年8月16日

JETRO NY 諸岡

8月2日、ヘーグ協定ジュネーブアクト、特許法条約に対応した米国内関連法の改正法案<sup>1</sup>をレーヒ上院司法委員長らが共同で上程した。

上記2条約への加盟は、2007年12月7日に上院において承認されてはいたが<sup>2</sup>、それ以来、必要な米国特許法の改正がなされていなかった。

法案では、意匠特許に関して、ヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく出願を米国の通常出願と同等に扱うことや、権利の保護期間が14年から15年に延長されること等が規定されている。また、特許法条約に対応して、特許請求の範囲の追加や請求項の追加等の手続の救済時に追加料金を定めること等が規定されている。

同法案と同様の法案は、下院においては未だ提出されていない。また、現在議会は夏季の休会中であり、上院の司法委員会での審議や、下院への上程は早くても休会明けの9月10日以降となる。

同法案が下院にも上程されたとしても、今年は下院の選挙があるため、秋以降も下院は休会が多く<sup>3</sup>、十分な審議日程が確保できない可能性がある。他方、先般の知的財産権と雇用との関係に触れた報告書<sup>4</sup>にみられるように、知的財産権保護の推進は雇用確保につながるとされていることから、今年の大統領選に向けて法案成立手続が加速される可能性も考えられる。そのため、法案の成立の可否については、休会明けの議会の動きを注視する必要がある。

(了)

---

<sup>1</sup> [S.3486](#) (PDF)

<sup>2</sup> 2007年12月10日付 NY 発知財ニュース：[知的財産関連三条約、上院が承認](#) (PDF) 参照

<sup>3</sup> 9月以降は一月あたり5日～10日程度しか開催が予定されていない ([スケジュール予定](#))。ただし、スケジュールは変更される可能性も高い。

<sup>4</sup> 2012年4月12日付 NY 発知財ニュース：[経済統計局とUSPTOが知的財産と米経済の関連性についての報告書を発表](#) (PDF) 参照